

上尾市職員倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上尾市長

富山 稔

上尾市条例第17号

上尾市職員倫理条例の一部を改正する条例

上尾市職員倫理条例（令和2年上尾市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図り、」の次に「及びカスタマー・ハラスメントに関して必要な措置を講ずることにより、職員の安全の確保及び公務の円滑かつ適正な執行を図り、」を、「信頼」の次に「及び安定的な行政サービスの提供」を加える。

第2条第1項第7号中「オまで」を「エまで」に改め、同号エを削り、同号オ中「エまで」を「ウまで」に改め、「行為」の次に「又は公正な職務の遂行に支障を生じさせる行為」を加え、同号オを同号エとし、同項に次の1号を加える。

(10) カスタマー・ハラスメント 市民その他市政に関わりのある者（次条第3項及び第9条第1項において「市民等」という。）の言動であって、職員が従事する職務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該職員の就業環境が害されるものをいう。

第3条第3項中「市民その他市政に関わりのある者」を「市民等」に、「得る」を「得られる」に改める。

第7条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) カスタマー・ハラスメントの調査、報告等に関すること。

第8条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) カスタマー・ハラスメントに関すること。

第9条の見出し中「要望等に対する」を「市民等との対応に関する」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員は、市民等の社会通念上許容される範囲の要望等や意見の申出を行う機会を確保することが当該市民等の利益を擁護し、市政への参画と協働

の実現及び市政運営の発展に資することを踏まえ、当該要望等や意見の申出が妨げられることのないように配慮しなければならない。

第9条第3項中「不当要求行為等及び働きかけ行為が行われた」を「不当要求行為等、働きかけ行為又はカスタマー・ハラスメントが行われた」に、「不当要求行為等及び働きかけ行為が行われる」を「これらの行為が行われる」に改める。

第10条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(要望等の記録及び報告)」を付す。

第11条の見出しを削り、同条第4号イ及びウを次のように改める。

イ 当該要望等を受ける所属の職務において一般的に行われるもの

ウ 当該要望等がその場で終了し、職員が要望者に対して改めて対応し、又は回答する必要がないもの

第11条第4号エを削る。

第12条の見出しを削り、同条中「行政手続条例」を「上尾市行政手続条例」に改め、「いう。）」の次に「及び前条の規定により記録しないことができるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(カスタマー・ハラスメントの記録及び報告)

第12条の2 職員は、カスタマー・ハラスメントを受け、又はカスタマー・ハラスメントに関する事実を知ったとき(カスタマー・ハラスメントが行われるおそれがあると認める場合を含む。)は、その内容を記録しなければならない。

2 職員は、前項の規定による記録をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに任命権者に報告しなければならない。

第13条第2項中「講ずる」を「講ずるよう支援する」に改め、同条第3項中「コンプライアンス担当部署は、」の次に「必要に応じて、」を加え、「以下」を「次項及び第5項において」に、「報告し、必要に応じて、」を「報告し、及び」に改め、「係る」の次に「不当要求行為等の」を加え、「講ずるよう支援する」を「講ずる」に改め、同条第5項中「当該報告を行ったコンプライアンス担当部署及び第3項の規定による報告を受けた」を削り、同条第6項中「不当要求行為等を行った者(第8項ただし書及び次条において「行為者」という。)に対して文書で警告する」を「不当要求行為等

に対する警告その他対策に関し」に改め、同条第8項ただし書中「警告」を「警告その他対策」に、「行為者」を「不当要求行為等を行った者」に改める。

第14条の見出し中「不当要求行為等の行為者」を「不当要求行為等を行った者」に改め、同条第1項中「文書で警告する」を「警告その他対策を行う」に、「行為者に対し、文書で警告」を「不当要求行為等を行った者に対する警告その他対策」に改め、同条第2項中「警告を」を「警告その他対策を」に、「行為者」を「不当要求行為等を行った者」に改め、同条第3項中「警告」を「警告その他対策」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(カスタマー・ハラスメントへの組織的対応)

第16条の2 カスタマー・ハラスメントを受け、又はカスタマー・ハラスメントに関する事実を知った職員の上司又は管理監督者(規則で定める職員を除く。次項及び第3項において「所属長」という。)は、公正な職務を遂行するために必要な対策を講ずるものとする。

- 2 コンプライアンス担当部署は、必要に応じて、所属長が行う前項の対策について指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 委員会は、カスタマー・ハラスメントの対策について必要があると認めるときは、必要な調査を行い、所属長に対しカスタマー・ハラスメントに係る対策を指示するとともに、その結果を市長等に報告するものとする。
- 4 市長等は、前項の報告を受けた場合であって、特に必要があると認めるときは、審査会に対し、当該報告に係るカスタマー・ハラスメントの内容を通知するものとする。
- 5 審査会は、前項の規定による通知を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を市長等に報告するものとする。この場合において、審査会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。
- 6 市長等は、前項の規定による報告が公表を要する旨のものであるときは、カスタマー・ハラスメントを行った者の氏名その他当該カスタマー・ハラスメントに係る事項について公表することができる。
- 7 市長等は、第5項後段に規定にする意見が述べられたときは、当該意見を尊重しなければならない。

第19条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「審査会は、」の次に「第1項の調査を行うときは、」を加え、「遅滞なく調査を行い」を「遅滞なく行い」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の検討に必要があると認めるときは、通報者又は市長等に対し、当該公益通報に関する事情の聴取又は資料の提出等を求めることができる。この場合において、審査会は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

第20条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第23条第3項中「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第24条中「審査会」の次に「及び委員会」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。